

令和8年度より国民健康保険税・後期高齢者医療

国の法改正により、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、全世代および企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付を拡充し、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付など様々な施策に充てられます。

こども家庭庁において、子ども・子育て支援金について個人や事業主の方からのお問い合わせを受け付けるコールセンターが設置されました。

コールセンターの電話番号および
受付時間について

☎0120・303・272

●受付時間：午前9時から午後6時(日・祝日は除く)

令和8年度 国民健康保険税のお知らせ

令和8年度国民健康保険税の税率を、下記のとおり決定しました。

		区分	税率
令和7年度から税率据え置き	基礎課税分 (被保険者全員)	所得割率	9.00%
		均等割額	28,700円
		平等割額	24,800円
	後期高齢者支援金分 (被保険者全員)	所得割率	3.00%
		均等割額	9,500円
		平等割額	6,800円
介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者)	所得割率	2.60%	
	均等割額	10,800円	
	平等割額	5,900円	
新設	子ども・子育て 支援金分	所得割率	0.30%
		均等割額 (18歳以上のみ)	900円
		平等割額	800円

● 国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の合計額で計算し、世帯単位で課税されます。

- ・所得割：被保険者の所得に応じて計算
- ・均等割：世帯の被保険者数に応じて計算
- ・平等割：世帯につき計算

● 子ども・子育て支援金分の均等割については、18歳未満(*)の方は全額軽減されるためご負担はありません。

均等割額(18歳以上のみ)900円には、18歳未満均等割軽減分の20円が含まれています。

所得割・平等割については、18歳未満(*)の被保険者もご負担いただきます。

*18歳未満とは、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までをいいます。

● 保険税(年額)の上限は、基礎課税分が66万円から**67万円**に改正されました。

新設された子ども・子育て支援金分の上限は**3万円**となります。

後期高齢者支援金分の上限は26万円、介護納付金分の上限は17万円のまま据え置きです。

国民健康保険税軽減制度

一定の所得以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。

令和8年度は、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が次のとおり改正されました。

現行軽減判定基準		令和8年度軽減判定基準	
軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計	軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計
7割	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	7割 (改正なし)	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
5割	43万円+(30.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	5割	43万円+(31万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
2割	43万円+(56万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	2割	43万円+(57万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合

65歳以上(その年の1月1日時点)の方の公的年金所得については、さらに15万円を差し引いた額を用います。

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した方で、以後その世帯に継続して所属している方を含む

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受ける方

問
||
お
問
い
合
わ
せ
先

